

受給者証の更新

新潟市こども医療費助成では、受給者証の更新を毎年4月に行っており、更新にともなって、新しい有効期間の受給者証を郵送にて交付しますので、手続きは必要ありません。

受給者資格の喪失

受給資格は高校3年生までで終了しますが、次のような場合は途中でも受給資格が喪失となります。

- お子さんが新潟市外へ転出した場合
- お子さんが生活保護に認定された場合
- お子さんが婚姻した場合

このような場合は市の窓口に届け出てください。受給者証をお持ちの場合は返却してください。

転出される方へ

こどもの医療費助成は市区町村によって制度の内容が異なります。

お子さんが助成の対象になるか、申請に必要なものは何かを、あらかじめ転出先市区町村に確認されることをおすすめします。

○新潟市こども医療費助成受給者証の使用について

新潟市が交付した受給者証は、転出予定日からは使わないようお願いします。

新潟市外の市区町村に転入した後に、受給者証の使用が判明した場合は、助成額を返還していただきますのでご注意ください。

転入日（転入届に記入する異動日）が決まった後、診療日が転入日より前であれば、新潟市こども医療費助成の対象となりますので、新潟市で払い戻しの手続きをしてください。

上手なお医者さんのかかり方

病気を早く治すために、また、必要以上に医療費をかけないために、上手にお医者さんにかかりましょう。

○かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医がいると、病歴などを把握したうえで、細やかな対応をしてもらえて安心です。

○病院のかけもちを控えましょう

同じ病気で複数の病院にかかるると不必要な検査、投薬や注射などを繰り返すことがあり、治療が長引き医療費も増えます。

○ひんぱんに受診するのは控えましょう

すでに診断を受け、薬が処方されたら、体調が悪化しない限りは医師から指定された日に受診しましょう。

○診療時間内に受診しましょう

時間外の診療は、本来の診療費のほかに別料金が加算されてしまいますので、緊急の場合以外はやめましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品のことで、先発医薬品とほぼ同じ効能、効果を持ち、先発医薬品に比べて低価格になっていますので、窓口での自己負担額を減らすことができます。

医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品を活用しましょう。

ご質問・お問い合わせは、お住まいの区の区役所健康福祉課へ

窓口受付時間 祝日を除く月曜日～金曜日 8:30～17:30
（3月～4月及び年末年始はこの限りではありません。）

各区役所 健康福祉課 直通電話番号

北 区 役 所 ☎025-387-1335	秋葉区役所 ☎0250-25-5683
東 区 役 所 ☎025-250-2330	南 区 役 所 ☎025-372-6351
中央区役所 ☎025-223-7230	西 区 役 所 ☎025-264-7340
江南区役所 ☎025-382-4353	西蒲区役所 ☎0256-72-8389

こども医療費助成のご案内

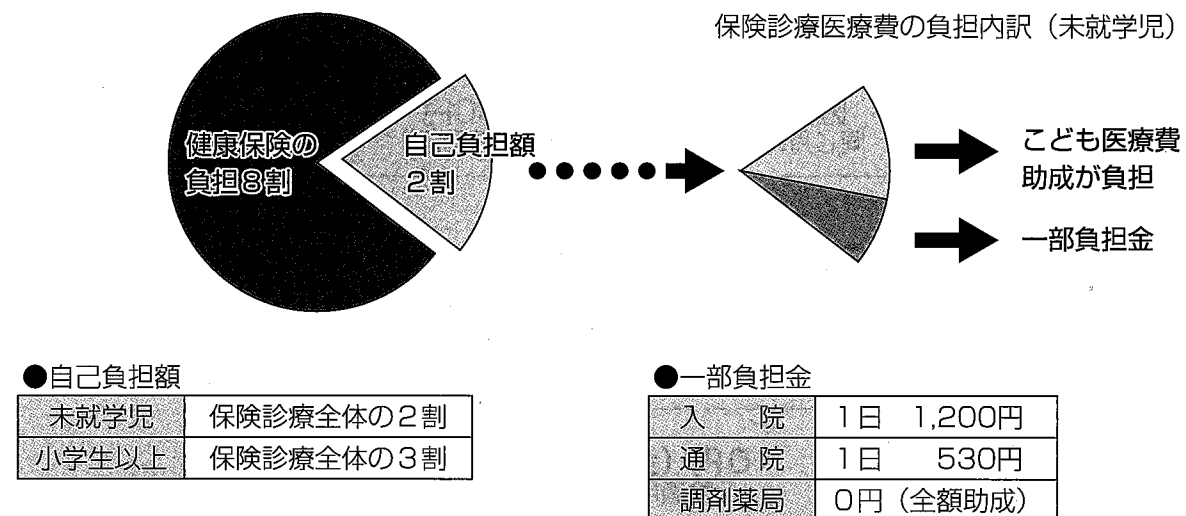
こども医療費助成とは

新潟市では、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりの一環として0歳～高校3年生を対象に医療費の助成を行っています。

助成のしくみ

図のように、本来患者が負担する保険診療分の2割（小学生以上は3割）のうち、一定の負担額（一部負担金という）を除いて新潟市が負担します。医療機関窓口では、一部負担金のみお支払いください。

医療費の内訳（保険診療分）



受給者と助成対象者

受給者と助成対象者の条件

受 給 者：対象となるお子さんの保護者。（対象となるお子さんが2人以上の場合は、受給者を同じ方にしてください。）お子さんが新潟市に住民登録があれば、受給者の住所は問いません。

助成の対象者：新潟市に住民登録がある0歳～高校3年生

助成対象年齢

【全てのお子さんに対して】

年齢	助成対象の診療	所得制限
0歳（出生日）～高校3年生 ※18歳に達した日以後最初の3月31日まで	入院・通院（調剤薬局を含む）	なし

受給者証の交付を受けるには（手続きの方法）

- 出生届や転入手続きの際に、お子さんごとに申請手続きが必要です。
- 直接市の受付窓口【区役所健康福祉課（中央区は窓口サービス課）、出張所、連絡所】への提出
 - 郵送による提出
 - 電子申請（インターネット）による提出
新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）
受給者証を紛失、破損したときも上記の申請手続きにより無料で再発行いたします。

詳しくは区役所健康福祉課（裏面参照）へお問い合わせください。

助成の内容

種類	一部負担金	対象年齢	助成の受け方	内容・補足
入院 （医科・歯科別）	医療機関ごと 1日1,200円	0歳～高校3年生 18歳に達した日以後 最初の3月31日まで	①新潟県内 医療機関等を受診した場合に、窓口で加入医療保険の資格情報が確認できるものと一緒に受給者証を提示してください。 ※新潟県外では使えません。 ②新潟県外 医療機関等を受診後、領収書等必要なものをそろえ、市の窓口で払い戻しの手続きを行ってください。 （下部参照） ③受給者証を提示できなかった場合 領収書等必要なものをそろえ、市の窓口で払い戻しの手続きを行ってください。（下部参照） 領収書等必要なものをそろえ、市の窓口で払い戻しの手続きを行ってください。（下部参照）	●入院した際の保険診療医療費が対象となり、検査・手術費用も含まれます。 ●差額ベッドや診断書作成などは、保険適用となりませんので助成の対象にはなりません。
食事療養費	0円（全額助成） 食事療養標準負担額の減額認定を受けている場合のみ			●低所得者世帯の方などで食事療養標準負担額の減額認定を受けている場合、入院した際の食事代を全額助成します。 ●食事療養標準負担額の減額認定の手続きは、新潟市の国民健康保険に加入している方は区役所区民生活課に、職場の健康保険に加入している方は、職場へお問い合わせください。
外来受診 （医科・歯科別）	医療機関ごと 1日 530円 同じ月に5回目以降は0円（全額助成）			●外来を受診した際の保険診療医療費が対象です。 ●予防接種、健康診断等は保険適用とならないため、助成対象にはなりません。 ●自己負担額が530円に満たない場合は助成はありません。
調剤薬局	0円（全額助成）			●外来受診によって処方された保険適用分の薬が対象となります。
柔道整復・ 鍼灸マッサージ	施術所ごと1日 530円 同じ月に5回目以降は0円（全額助成）			●保険診療の対象となる施術であれば助成対象となります。
指定訪問看護	指定訪問看護事業者ごと 1日 250円			●看護師などが医師の指示のもとに家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助などの看護サービスを受ける場合、助成の対象となります。
治療用装具	0円（全額助成） 保険適用の範囲内			●けがや病気などの治療のため、医師の指示にもとづいて装具を作製した場合に、保険適用の範囲内で助成の対象となります。例）弱視用メガネ、コルセット、義手等 ●最初に健康保険組合などに払い戻しの手続きを行い健康保険適用の助成を受け、残りの自己負担額（2割または3割相当額）をこども医療費助成で助成します。

助成が受けられないもの

- 以下のものは、助成の対象となりません。
- ①健康保険が適用されないもの
初診時保険外併用療養費、
（紹介状がなく200床以上の病院に初診で受診する場合の患者負担）
健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代 など
※初診時保険外併用療養費がかかるかどうかは、病院ごとに対応が異なります。
 - ②学校や保育園・幼稚園などの管理下で起こったけがなどで、日本スポーツ振興センター等の災害共済給付の対象となる場合
 - ③他の公費制度が適用されるもの
※養育医療や育成医療など、公費制度と併用して使用できる場合があります。
 - ④交通事故など、加害者（第三者）から傷害を受けて医療機関を受診した場合
※健康保険が適用され、自己負担額（2割または3割）で医療機関を受診できる場合がありますが、こども医療費助成の対象となりません。

※その他、ご自身が加入している保険から医療費が支給される場合は、こども医療費助成の対象にならない場合があります。

申請に必要なもの

- 出生にともなって
①母子健康手帳（出生届出済証明を受けたものをお持ちください。）
②こども医療費助成受給資格認定申請書（窓口に用意してあります。インターネットからもダウンロードできます。）
- 転入にともなって
上記②
- その他新規での申請
上記②

交付方法

その場で発行（転入にともなう申請や連絡所での申請、母子健康手帳をお持ちにならなかった場合等は郵送交付になり1週間程度かかることがあります。）

払い戻しの手続き

- 必要なもの
①領収書原本（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの）
※助成申請済みであることを示すスタンプを押印のうえ、領収書はお返します。
②預貯金の口座情報（受給者名義に限る）
③こども医療費助成受給者証
④健康保険組合などが発行した支給決定通知書など＜コピー可＞
※高額療養費に該当する場合、治療用装具や食事療養費などの費用の一部を助成申請する場合に必要な
※保険診療医療費を一旦窓口で10割負担した場合
⑤医師が発行した証明書＜コピー可＞ ※治療用装具などの費用の一部を助成申請する場合に必要な
⑥こども医療費助成支給申請書（窓口に用意してあります。インターネットからもダウンロードできます。）
- 振り込みまでの日数
毎月20日に受付を締め切り、翌月25日（金融機関休業日の場合は、前の営業日）に振り込みます。
審査などの確認作業のため、振り込みが遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。なお、振り込みの通知はしません。
- 注意点
医療費を支払った後、2年以内であれば払い戻しの手続きをすることができます。ただし、診療当時に受給資格があることが必要です。
原則受診した翌月以降に手続きしてください。